

# D I S 通信サービス契約約款

平成23年3月1日

オリックス・レンテック株式会社

## 目 次

第1章 総則	1
第1条 約款の適用	1
第2条 約款の変更	1
第3条 約款の掲示	1
第4条 用語の定義	1
第2章 D I S通信サービス利用契約	2
第5条 D I S通信サービス利用契約の単位	2
第6条 D I S通信サービス利用契約申込みの方法	2
第7条 D I S通信サービス利用契約申込みの承諾	3
第8条 契約者回線の追加	3
第9条 D I S通信サービス契約者の氏名等の変更の届出	3
第10条 D I S通信サービス利用契約に基づく権利の譲渡の禁止	4
第11条 D I S通信サービス契約者の地位の承継	4
第12条 D I S通信サービス契約者が行うD I S通信サービス利用契約の解約	4
第12条の2 最低利用期間	4
第13条 D I S通信サービス利用契約の終了	4
第14条 D I S通信サービスの利用の一時中断	4
第15条 D I S通信サービス利用契約に基づく権利の譲渡の禁止	4
第16条 当社が行うD I S通信サービスレンタル契約の解約	4
第17条 レンタル契約の終了	5
第3章 無線機器の利用	5
第18条 W i M A X機器への認証情報の書込み	5
第19条 W i M A X機器に異常がある場合等の検査	5
第20条 W i M A X機器の電波発射の停止命令があった場合の取扱い	5
第21条 W i M A X機器の電波法に基づく検査	6
第22条 W i - F i機器に異常がある場合等の検査	6
第4章 利用中止及び利用停止	6
第23条 利用中止	6
第24条 利用停止	6
第5章 通信	7
第25条 インターネット接続サービスの利用	7
第26条 通信の条件	7
第27条 通信利用の制限	7
第6章 料金等	8
第1節 料金及び工事に関する費用	8
第28条 料金及び工事に関する費用	8
第2節 料金等の支払義務	8
第29条 基本使用料の支払義務	8
第30条 基本使用料の日割り	9
第30条の2 パケット通信料の支払義務	9

第3節 料金等の計算及び支払い	9
第31条 料金の計算方法等	9
第32条 料金等の支払い	9
第33条 料金の一括後払い	9
第34条 消費税相当額の加算	10
第35条 期限の利益喪失	10
第4節 預託金	10
第36条 預託金	10
第5節 割増金及び延滞利息	10
第37条 割増金	11
第38条 延滞利息	11
第6節 端数処理	11
第39条 端数処理	11
第7章 保守	11
第40条 当社の維持責任	11
第41条 D I S通信サービス契約者の維持責任	11
第42条 D I S通信サービス契約者の切分責任	11
第43条 修理又は復旧	11
第8章 損害賠償	11
第44条 責任の制限	11
第45条 免責	12
第9章 付随サービス	12
第46条 請求書の発行	12
第10章 雑則	12
第47条 承諾の限界	12
第48条 利用に係るD I S通信サービス契約者の義務	12
第49条 他の電気通信事業者への通知	13
第50条 D I S通信サービス契約者に係る情報の利用	13
第51条 検査等のためのW i M A X機器の持込み	13
第52条 合意管轄裁判所	13
第53条 準拠法	13
料金表	14
第1表 D I S通信サービスに関する料金	14
第1 基本使用料	14
別記	15
附則	16

## 第1章 総則

### (約款の適用)

第1条 オリックス・レンテック株式会社（以下「当社」といいます。）は、ダイワボウ情報システム株式会社（本社所在地：大阪府中央区本町3-2-5(本町DISビル)、以下「DIS」といいます。）よりDIS通信サービスの提供を受けたうえでこのDIS通信サービス契約約款（以下「この約款」といいます。）によりDIS通信サービスを再提供します。

### (約款の変更)

第2条 当社は、この約款を変更することがあります。この場合の提供条件は、変更後の約款によります。

2 当社は、電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号。以下「事業法施行規則」といいます。）第22条の2の2第5項第3号に該当する事項の変更を行う場合、個別の通知及び説明に代え、当社の指定するホームページに掲示します。

### (約款の掲示)

第3条 当社は、この約款（変更があった場合は変更後の約款）を当社の指定するホームページに掲示します。

### (用語の定義)

第4条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
1 電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備
2 電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
3 電気通信事業者	電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「事業法」といいます。）第9条の登録を受けた者又は事業法第16条第1項の届出を行った者
4 電気通信回線設備	送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの付属設備
5 端末設備	電気通信回線設備の一端に接続される電気通信設備であって、一つの部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は同一の建物内であるもの
6 自営電気通信設備	電気通信事業者以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの
7 無線機器	アンテナ設備及び無線送受信装置を有する端末設備又は自営電気通信設備であって、レンタル契約およびDIS通信サービスに係る契約に基づいて使用されるもの
8 無線基地局設備	無線機器との間で電波を送り、又は受けるためのUQコミュニケーションズ株式会社（以下、「UQ」といいます。）の電気通信設備
9 WiMAX基地局設備	無線設備規則（昭和25年電波監理委員会規則第18号）第49条の28に定める条件に適合するUQの無線基地局設備
10 Wi-Fi基地局設備	無線設備規則（昭和25年電波監理委員会規則第18号）第49条の20に定める条件に適合するUQの無線基地局設備

1 1	W i M A X 機器	W i M A X 基地局設備と通信する機能を有する無線機器
1 2	W i ー F i 機器	W i ー F i 基地局設備と通信する機能を有する無線機器
1 3	D I S 通信網	主としてデータ通信の用に供することを目的としてインターネットプロトコルにより符号の伝送交換を行うための電気通信回線設備
1 4	D I S 通信サービス	D I S 通信網を使用して D I S が提供する電気通信サービスであって、D I S が無線基地局設備と D I S 通信サービス契約者が指定する無線機器との間に電気通信回線を設定して提供するもの
1 5	契約者回線	無線基地局設備と D I S 通信サービス契約者が指定する無線機器との間に設定される電気通信回線
1 6	W i M A X 回線	W i M A X 基地局設備との間に設定される契約者回線
1 7	W i ー F i 回線	W i ー F i 基地局設備との間に設定される契約者回線
1 8	サービス取扱所	(1) D I S 通信サービスに関する業務を行う当社の事業所 (2) 当社の委託により D I S 通信サービスに関する契約事務を行う者の事業所
1 9	D I S 通信サービス利用契約	レンタル契約に付帯してこの約款に基づき当社から D I S 通信サービスの提供を受ける資格を得るための契約
2 0	レンタル契約	当社から無線機器が内蔵されたレンタル物件の賃貸を受けるための契約
2 1	短期プラン	1ヶ月間を最短の単位とする D I S 通信サービス利用契約
2 2	長期プラン	12ヶ月間を最短の単位とする D I S 通信サービス利用契約
2 3	D I S 通信サービス契約者	当社と D I S 通信サービス利用契約を締結している者
2 4	W i M A X 機器情報	W i M A X 機器ごとに定められている固有の番号
2 5	認証情報	D I S 通信サービスの提供に際して D I S 通信サービス契約者を識別するための情報であって、W i M A X 機器の認証に使用するもの
2 6	料金月	一つの暦月の起算日（当社が契約ごとに定める毎暦月の一定の日をいいます。）から次の暦月の起算日の前日までの間
2 7	セッション	電気通信設備において W i M A X 機器に係る I P アドレスの割り当てを維持している状態
2 8	パケット通信	送受信されたデータ量
2 9	消費税相当額	消費税法（昭和 6 3 年法律第 1 0 8 号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額

## 第 2 章 D I S 通信サービス利用契約

（D I S 通信サービス利用契約の単位）

第 5 条 当社は、D I S 通信サービス利用契約に係る一つの申込みごとに一つの D I S 通信サービス利用契約を締結します。この場合、D I S 通信サービス契約者は、一つの D I S 通信サービス利用契約につき 1 人に限ります。

（D I S 通信サービス利用契約申込みの方法）

第 6 条 D I S 通信サービス利用契約の申込みをするときは、当社所定の契約申込書をその D I S 通信サービスの契約事務を行うサービス取扱所に提出していただきます。

- 2 D I S通信サービス利用契約は、当社から当該D I S通信サービスを利用できる無線機器または無線機器が内蔵される物件（以下「レンタル物件」といいます。）を目的物件とするレンタル契約により当社からレンタルする場合にのみ前項の申込みができます。

（D I S通信サービス利用契約申込みの承諾）

第7条 当社は、D I S通信サービス利用契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

- 2 前項の規定にかかわらず、当社は、業務上の都合により、その申込みの承諾を延期することがあります。
- 3 前2項の規定にかかわらず、当社は、次の場合には、その申込みを承諾しないことがあります。
  - (1) D I S通信サービス利用契約の申込みをした者がD I S通信サービスに係る料金およびレンタル契約のレンタル料ならびにその他の債務（この約款に規定する料金又は割増金等の料金およびレンタル契約のレンタル料以外の債務（D I S通信サービス利用契約およびレンタル契約以外の当社との間の取引の債務を含む。）をいいます。以下同じとします。）の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
  - (2) 前条に基づき提出された契約申込書その他の書類に不備があるとき。
  - (3) D I S通信サービス利用契約の申込みをした者の年齢が満13歳未満であるとき（満12歳に達した日の翌日以降の最初の4月1日が到来しているときを除きます。）。
  - (4) D I S通信サービス利用契約の申込みをした者が、第24条（利用停止）第1項各号の規定のいずれかに該当し、D I S通信サービスの利用を停止されたことがある又はD I S通信サービスに係る契約の解除を受けたことがあるとき。
  - (5) 第48条（利用に係るD I S通信サービス契約者の義務）の規定に違反するおそれがあるとき。
  - (6) その他当社の業務の遂行上支障があるとき。

（契約者回線の追加）

第8条 D I S通信サービス契約者は、新たにW i M A X回線の提供を受けようとするときは、その都度D I S通信サービス利用契約およびレンタル契約の申込みを行っていただきます。

（D I S通信サービス契約者の氏名等の変更の届出）

第9条 D I S通信サービス契約者は、契約者連絡先（氏名、名称、住所若しくは居所、連絡先の電話番号若しくはメールアドレス又は請求書の送付先をいいます。以下同じとします。）に変更があったときは、そのことを速やかにD I S通信サービスの契約事務を行うサービス取扱所にF A Xもしくは電子メールにより届け出ていただきます。

- 2 当社は、前項の届出があったときは、その変更のあった事実を証明する書類を提示していただくことがあります。
- 3 D I S通信サービス契約者は、第1項の届出を怠ったことにより、当社がそのD I S通信サービス契約者の従前の契約者連絡先に宛てて書面等を送付したときは、その書面等が不到達であっても、通常その到達すべき時にそのD I S通信サービス契約者が通知内容を了知したものとして扱うものとします。
- 4 D I S通信サービス契約者が事実と反する届出を行ったことにより、当社が届出のあった契約者連絡先に宛てて書面等を送付した場合についても、前項と同様とします。
- 5 前2項の場合において、当社は、その書面等の送付に起因して発生した損害について、一切の責任を負わないものとします。
- 6 当社は、契約者連絡先が事実と反しているものと判断したときは、この約款の規定によりD I S通信サービス契約者に通知等を行う必要がある場合であっても、それらの規定にかかわらず、その通知等を省略できるものとします。

(D I S通信サービス利用契約に基づく権利の譲渡の禁止)

第10条 D I S通信サービス契約者がD I S通信サービス利用契約に基づいてD I S通信サービスの提供を受ける権利は、譲渡することができません。

(D I S通信サービス契約者の地位の承継)

第11条 相続又は法人の合併若しくは分割によりD I S通信サービス契約者の地位の承継があったときは、相続人、合併後存続する法人、合併若しくは分割により設立された法人又は分割により営業を承継する法人は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えて、そのD I S通信サービスの契約事務を行うサービス取扱所に届け出ていただきます。

2 前項の場合に、地位を承継した者が2人以上あるときは、そのうち1人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。

3 当社は、前項の規定による代表者の届出があるまでの間、その地位を承継した者のうちの1人を代表者として取り扱います。

4 D I S通信サービス契約者は、第1項の届出を怠った場合には、第9条(D I S通信サービス契約者の氏名等の変更の届出)第3項から第6項の規定に準じて取り扱うものとします。

(D I S通信サービス契約者が行うD I S通信サービス利用契約の解約)

第12条 D I S通信サービス契約者は、D I S通信サービス利用契約を解約しようとするときは、F A Xもしくは電子メールにより、レンタル契約の解約条項に準じて短期プランの場合は事前に、長期プランの場合は1ヶ月以上前にそのことをあらかじめそのD I S通信サービスの契約事務を行うサービス取扱所に通知していただきます。

(最低利用期間)

第12条の2 前条にかかわらずD I S通信サービス利用契約は、当社がW i M A X回線の提供に係るD I S通信網の設定を完了した日(以下「提供開始日」といいます。)から起算して30日間は解約できません。

(D I S通信サービス利用契約の終了)

第13条 D I S通信サービス利用契約は、その契約にかかる無線機器を内蔵したレンタル物件にかかるレンタル契約が終了したときは、その終了と同時に終了するものとします。

(D I S通信サービスの利用の一時中断)

第14条 当社は、D I S通信サービス契約者から当社所定の方法により請求があったときは、D I S通信サービスの利用の一時中断(その請求のあったW i M A X回線を一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。)を行います。この場合でもレンタル契約にかかるレンタル料等の当社への支払いを免れることはできません。

(D I S通信サービス利用契約に基づく権利の譲渡の禁止)

第15条 D I S通信サービス契約者がD I S通信サービス利用契約に基づいてW i M A X回線の提供を受ける権利は、譲渡することができません。

(当社が行うD I S通信サービス利用契約の解除)

第16条 当社は、第24条(利用停止)の規定によりD I S通信サービスの利用を停止されたD I S通信サービス契約者が、なおその事実を解消しない場合は、そのD I S通信サービス利用契約を解除することがあります。

2 前項の規定にかかわらず、当社は、D I S通信サービス契約者が第24条(利用停止)第1項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認め

られるときは、D I S通信サービスの利用停止をしないでそのレンタル契約及びD I S通信サービス利用契約を解除することがあります。

- 3 当社とD I Sとの間のD I S通信サービス契約に係る契約が終了した場合は、当社はD I S通信サービス利用契約を解除することがあります。
- 4 前2項の規定にかかわらず、当社は、D I S通信サービス契約者について、破産法、民事再生法又は会社更生法の適用の申立てその他これらに類する事由が生じたことを知ったときは、直ちにそのD I S通信サービス利用契約を解除することができます。
- 5 当社は、第1項、第2項又は第3項の規定により、そのD I S通信サービス利用契約を解除しようとするときは、あらかじめD I S通信サービス契約者にそのことを通知します。

(レンタル契約の終了)

- 第17条 レンタル契約のレンタル物件が無線機器の場合、当該レンタル契約にかかる通信サービス利用契約が終了したときは、その通信サービス利用契約の終了とともに当該無線機器にかかるレンタル契約（レンタル契約が無線機器を含む場合は、無線機器にかかるレンタル契約の部分）も終了するものとし、レンタル期間の途中で終了した場合は、当該レンタル契約は解約となり、レンタル契約の解約条項（解約レンタル料等の支払いを含む）が適用されるものとし、
- 2 レンタル契約のレンタル物件が無線機器が内蔵される物件の場合、当該レンタル契約にかかる通信サービス利用契約が終了したときといえども、そのレンタル契約は当然に終了するものではなく、レンタル契約のレンタル料等の当社への支払いを免れるものではありません。

### 第3章 無線機器の利用

(W i M A X機器への認証情報の書込み)

- 第18条 当社は、W i M A X機器登録を行う場合その他当社が必要と判断した場合であって、そのW i M A X機器にW i M A X基地局設備から発射された電波により認証情報を受信して記憶できる機能が実装されているときは、そのW i M A X機器への認証情報の書込みを行うものとし、
- ただし、そのW i M A X機器がW i M A X基地局設備からの電波を受けないことができない区域に在圏している場合その他当社の業務上又は技術上の都合等により認証情報の書込みを行うことができない場合は、この限りではありません。

(W i M A X機器に異常がある場合等の検査)

- 第19条 当社は、W i M A X機器登録されているW i M A X機器に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合において必要があるときは、D I S通信サービス契約者に、そのW i M A X機器の接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を受けることを求めることがあります。この場合、D I S通信サービス契約者は、正当な理由がある場合その他事業法施行規則第32条第2項で定める場合を除き、検査を受けることを予め承諾します。
- 2 当社の係員は、前項の検査を行う場合、所定の証明書を提示します。
  - 3 当社は、第1項の検査を行った結果、W i M A X機器が技術基準等に適合していると認められないときは、そのW i M A X機器登録を廃止します。

(W i M A X機器の電波発射の停止命令があった場合の取扱い)

- 第20条 D I S通信サービス契約者は、W i M A X機器登録されているW i M A X機器について、電波法（昭和25年法律第131号）の規定に基づき、当社が、総務大臣から臨時に電波発射の停止を命ぜられたときは、そのW i M A X機器の使用を停止して、無線設備規則（昭和25年電波監理委員会規則第18号）に適合するよう修理等を行い、その後電波法の規定に基づく検査を受けることを予め承諾します。なお、この修理および検査の期間中でも、D I S通信サービス契約者は、D I S通信

サービス利用契約に基づく料金等およびレンタル契約に基づくレンタル料等の支払いを免れないものとします。

- 2 当社は、前項の検査等の結果、WiMAX機器が無線設備規則に適合していると認められないときは、そのWiMAX機器登録を廃止するものとし、DIS通信サービス契約者は、これを予め承諾します。

(WiMAX機器の電波法に基づく検査)

第21条 前条に規定する検査のほか、WiMAX機器の電波法に基づく検査を受ける場合の取扱いについては、前条の規定に準ずるものとします。

(Wi-Fi機器に異常がある場合等の検査)

第22条 Wi-Fi回線に接続されているWi-Fi機器に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合の検査については、第19条(WiMAX機器に異常がある場合等の検査)の規定に準じて取り扱います。

#### 第4章 利用中止及び利用停止

(利用中止)

第23条 当社は、次の場合には、DIS通信サービスの利用を中止することがあります。

- (1) DISの電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないとき。
  - (2) 第27条(通信利用の制限)の規定により、通信利用を中止するとき。
- 2 当社は、前項の規定によりDIS通信サービスの利用を中止するときは、当社が別に定める方法により、あらかじめそのことをそのDIS通信サービス契約者にお知らせします。  
ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

(利用停止)

第24条 当社は、DIS通信サービス契約者が次のいずれかに該当するときは、6か月以内で当社が定める期間(DIS通信サービスの料金その他の債務を支払わないときは、その料金その他の債務がその請求を行った当社又は料金回収会社に支払われるまでの間、第3号又は第4号の規定に該当するときは、当社がDIS通信サービス契約者本人を確認するための書類として当社が別に定めるものを当社が指定するサービス取扱所に提出していただくまでの間)、そのDIS通信サービスの利用を停止することがあります。

- (1) 料金回収会社が請求した料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払いがない旨の通知を料金回収会社から受けたとき。
- (2) 当社が請求した料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
- (3) DIS通信サービスに係る契約の申込みにとって当社所定の書面に事実と反する記載を行ったことが判明したとき。
- (4) 第9条(DIS通信サービス契約者の氏名等の変更の届出)の規定に違反したとき及びその規定により届け出た内容について事実と反することが判明したとき。
- (5) DIS通信サービス契約者が当社と契約を締結している若しくは締結していた他のDIS通信サービスに係る料金その他の債務又はDIS通信サービス契約者が当社と契約を締結している若しくは締結していた他の電気通信サービスに係る料金等の債務(その契約約款等に定める料金その他の債務をいいます。)について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
- (6) DIS通信サービス契約者がそのDIS通信サービス又は当社と契約を締結している他の通信サービスの利用において第48条(利用に係るDIS通信サービス契約者の義務)の規定に違反したと当社が認めたとき。

- (7) 第19条(WiMAX機器に異常がある場合等の検査)又は第22条(Wi-Fi機器に異常がある場合等の検査)の規定に違反して当社の検査を受けることを拒んだとき。
- (8) 第20条(WiMAX機器の電波発射の停止命令があった場合の取扱い)又は第21条(WiMAX機器の電波法に基づく検査)の規定に違反したとき。
- (9) 第36条(預託金)に規定する預託金を預け入れないとき。
- 2 当社は、前項の規定によりDIS通信サービスの利用を停止するときは、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間をそのDIS通信サービス契約者に通知します。
- ただし、前項第6号により利用停止を行う場合であって、緊急やむを得ないときは、この限りではありません。

## 第5章 通信

(インターネット接続サービスの利用)

- 第25条 DIS通信サービス契約者は、インターネット接続サービス(DIS通信サービスに係る無線基地局設備を経由してインターネットへの接続を可能とする電気通信サービスをいいます。以下同じとします。)を利用することができます。
- 2 当社は、インターネット接続サービスの提供により生じた損害については、一切の責任を負わないものとします。

(通信の条件)

- 第26条 当社は、DIS通信サービスを利用できる区域について、当社の指定するホームページに掲示するものとします。
- ただし、その区域内にあっても、屋内、地下、トンネル、ビルの陰、山間部、海上等電波の伝わりにくいところでは、通信を行うことができない場合があります。
- 2 当社は、技術上その他のやむを得ない理由により、事前の通知なく、無線基地局設備の移設又は減設等を行うことがあります。この場合において、前項の区域内であっても通信を行うことができなくなる場合があります。
- 3 DIS通信サービスに係る通信は、当社が別に定める通信プロトコルに準拠するものとします。
- ただし、その通信プロトコルに係る伝送速度を保証するものではありません。
- 4 DIS通信サービスに係る伝送速度は、通信状況又は通信環境その他の要因により変動するものとします。
- 5 DIS通信サービス契約者は、一つのレンタル物件において、同時に二つ以上のWiMAX機器による通信を行うことはできません。
- 6 DIS通信サービス契約者は、一つのレンタル物件において、同時に二つ以上のWi-Fi機器による通信を行うことはできません。
- 7 当社は、DIS通信サービス契約者が一つの無線機器において、一定時間内に基準値を超える大量の符合を送受信しようとしたときは、その伝送速度を一時的に制限し、又はその超過した符号の全部若しくは一部を破棄することができます。
- 8 電波状況等により、DIS通信サービスを利用して送受信された情報等が破損又は滅失することがあります。この場合において、当社は、一切の責任を負わないものとします。
- 9 DIS通信サービス契約者のWiMAX回線にかかる要求処理の実行に起因して、DIS通信サービス契約者に発生した損害について、当社は一切の責任を負わないものとします。

(通信利用の制限)

- 第27条 当社は、通信が著しくふくそうし、通信の全部を接続することができなくなったときは、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の

利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、次に掲げる機関が使用している契約者回線（当社がそれらの機関との協議により定めたものに限り、）以外のものによる通信の利用を中止する措置を執ることがあります。

機関名
気象機関
水防機関
消防機関
災害救助機関
秩序の維持に直接関係がある機関
防衛に直接関係がある機関
海上の保安に直接関係がある機関
輸送の確保に直接関係がある機関
通信役務の提供に直接関係がある機関
電力の供給の確保に直接関係がある機関
水道の供給の確保に直接関係がある機関
ガスの供給の確保に直接関係がある機関
選挙管理機関
別記2の基準に該当する新聞社等の機関
預貯金業務を行う金融機関
国又は地方公共団体の機関

## 第6章 料金等

### 第1節 料金及び工事に関する費用

（料金に関する費用）

第28条 D I S通信サービスの料金は、料金表第1表（D I S通信サービスに関する料金）に規定する基本使用料、とします。

### 第2節 料金等の支払義務

（基本使用料の支払義務）

第29条 D I S通信サービス契約者は、そのD I S通信サービスの利用開始日から起算して当該通D I S通信サービスの利用が終了した日（以下「提供終了日」といいます。）の前日までの期間（提供開始日と提供終了日が同一の日である場合は、その日）について、料金表第1表第1（基本使用料）に規定する基本使用料（月額）の支払いを要します。

基本使用料の料金種別が長期プランの場合は提供開始日から起算して1年間（365日、うるう年をまたぐ場合は366日）のD I S通信サービスの利用分について、料金表第1表第1（基本使用料）に規定する基本使用料の支払いを要します。なお、1年間（365日、うるう年をまたぐ場合は366日）のサービス利用可能期間内に当該D I S通信サービス利用契約が解除、解約により終了した場合は、長期プランと短期プランの基本使用料の差額にご利用月数を乗じた金額を解約差額金としてお支払頂きます。

ただし、この約款又は料金表に特段の定めのある場合は、この限りではありません。

2 前項の期間において、利用の一時中断等によりD I S通信サービスを利用することができない状態が生じたときの基本使用料の支払いは、次によります。ただし、理由の如何を問わずD I S通信サービスを利用できない期間があったとしても、レンタル契約に基づくレンタル料等の当社への支払いは免れることはできません。

- (1) D I S通信サービス契約者は、利用の一時中断をしたときは、その期間中の基本使用料の支払いを要します。
- (2) D I S通信サービス契約者は、利用停止があったときは、その期間中の基本使用料の支払いを要します。
- (3) 前2号の規定によるほか、D I S通信サービス契約者は、次の場合を除き、D I S通信サービスを利用できなかった期間中の基本使用料の支払いを要します。

区 別	支払いを要しない料金
D I S通信サービス契約者の責めによらない理由によりそのD I S通信サービス利用契約に係る全てのW i M A X回線（通常レンタル契約に係るものに限ります。）を全く利用できない状態（そのD I S通信サービス利用契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じた場合に、そのことを当社が認知した時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したとき。	そのことを当社が認知した時刻以後の利用できなかった時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する基本使用料

3 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

（基本使用料の日割り）

第30条 当社は、基本使用料の日割りを行いません。

（パケット通信料の支払義務）

第30条の2 D I S通信サービス契約者は、パケット通信料の支払を要しません。

### 第3節 料金等の計算及び支払い

（料金の計算方法等）

第31条 当社は、D I S通信サービス契約者がD I S通信サービス利用契約に基づき支払う料金のうち、基本使用料は、料金月に従って計算するものとします。

ただし、この約款の特段の規定に従って計算する場合のほか、当社が必要と認めるときは、当社が別に定める期間に従って随時に計算します。

2 当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、前項の料金月の起算日を変更することがあります。

3 料金の計算は、料金表に規定する税抜額（消費税相当額を加算しない額をいいます。以下同じとします。）により行います。

（料金等の支払い）

第32条 D I S通信サービス契約者は、D I S通信サービス利用契約に基づき支払う料金をレンタル契約に係るレンタル料等の支払条件と同一条件で支払うものとします。

（料金の一括後払い）

第33条 当社は、当社に特別の事情がある場合は、D I S通信サービス契約者の承諾を得て、2ヶ月以上の料金を、当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。

(消費税相当額の加算)

第34条 この約款により支払いを要する額は、料金表に規定する税抜額に基づき計算した額に消費税相当額を加算した額とします。

なお、本条により計算された支払いを要する額は、料金表に規定する税込額(消費税相当額を加算した額をいいます。以下同じとします。)に基づき計算した結果と異なる場合があります。

(期限の利益喪失)

第35条 次の各号に定める事由のいずれかが発生したときは、D I S通信サービス契約者は、この約款に基づく料金その他の債務の全てについて、当然に期限の利益を失い、当社に対して直ちにその料金その他の債務を弁済しなければならないものとします。

- (1) D I S通信サービス契約者がその負担すべき債務の全部又は一部について不完全履行若しくは履行遅滞に陥ったとき。
- (2) D I S通信サービス契約者について破産、会社更生手続開始又は民事再生手続開始その他法令に基づく倒産処理手続の申立てがあったとき。
- (3) D I S通信サービス契約者に係る手形又は小切手が不渡りとなったとき。
- (4) D I S通信サービス契約者の資産について法令に基づく強制換価手続の申立てがあったとき又は仮差押え、仮処分若しくは税等の滞納処分があったとき。
- (5) D I S通信サービス契約者の所在が不明であるとき。
- (6) D I S通信サービス契約者が預託金を預け入れないとき。
- (7) その他D I S通信サービス契約者が負担すべき債務の完全な履行を妨げる事情があると認めるとき。
- (8) D I S通信サービス契約者についてレンタル契約条項の一にでも違反し、又はレンタル契約の解約解除事由に該当したとき。

2 D I S通信サービス契約者は、前項第2号から第4号に定める事由のいずれかが発生した場合には、その事実を速やかにD I S通信サービスの契約事務を行うサービス取扱所に通知していただきます。

#### 第4節 預託金

(預託金)

第36条 D I S通信サービス契約者は、次の場合には、D I S通信サービスの利用に先立って預託金を預け入れていただくことがあります。

- (1) D I S通信サービス利用契約の申込みの承諾を受けたとき。
- (2) 第24条(利用停止)第1項第1号又は第4号の規定による利用停止を受けた後、その利用停止が解除されるとき。
- 2 預託金の額は、1D I S通信サービス利用契約あたり10万円以内で当社が別に定める額とします。
- 3 預託金については、無利息とします。
- 4 当社は、そのD I S通信サービス利用契約の解除等、預託金を預け入れた事由が解消した場合には、その契約に係る預託金を預け入れた者に返還します。
- 5 当社は、預託金を返還する場合に、D I S通信サービス契約者が当該D I S通信サービス利用契約に基づき支払うべき額があるときは、返還額をその額に充当します。

#### 第5節 割増金及び延滞利息

(割増金)

第37条 D I S通信サービス契約者は、料金の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします。）の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として、当社が指定する期日までに支払っていただきます。

（延滞利息）

第38条 D I S通信サービス契約者は、料金その他の債務（延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの間の当社が定める日数について年14.5%の割合（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とします。）で計算して得た額を延滞利息として、当社が指定する期日までにお支払いいただきます。

## 第6節 端数処理

（端数処理）

第39条 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

ただし、この約款に別段の定めがあるときは、その定めるところによります。

## 第7章 保守

（当社の維持責任）

第40条 当社はD I Sをして、D I Sの設置した電気通信回線設備を事業用電気通信設備規則（昭和60年郵政省令第30号）に適合するように維持します。

（D I S通信サービス契約者の維持責任）

第41条 D I S通信サービス契約者は、無線機器を、技術基準等に適合するよう維持していただきます。

2 前項の規定のほか、D I S通信サービス契約者は、無線機器を、無線設備規則（昭和25年電波監理委員会規則第18号）に適合するよう維持していただきます。

（D I S通信サービス契約者の切分責任）

第42条 D I S通信サービス契約者は、無線機器が契約者回線に接続されている場合であって、契約者回線その他当社の電気通信設備を利用することができなくなったときは、その無線機器に故障のないことを確認のうえ、遅滞無く当社にその旨を通知するものとします。

（修理又は復旧）

第43条 当社は、D I Sの電気通信設備が故障し、又は滅失した場合は、これを修理し、又は復旧するものとします。

ただし、24時間未満の修理又は復旧を保証するものではありません。

## 第8章 損害賠償

（責任の制限）

第44条 当社は、当社の責めに帰すべき理由によりD I S通信サービスの提供をしなかったときは、そのD I S通信サービス利用契約に係るW i M A X回線（D I S通信サービス利用契約に係るものに限ります。以下この条において同じとします。）が利用できない状態（そのD I S通信サービス利用契約に係る電気通信設備による通信に著しい支障が生じ、利用できない状態と同程度の状態となる場

- 合を含みます。以下この条において同じとします。)にあることを当社が認知した時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限り、そのD I S通信サービス契約者の損害を賠償します。
- 2 前項の場合において、当社は、そのD I S通信サービス利用契約に係るW i M A X回線が利用できない状態にあることを当社が認知した時刻以後のその状態が連続した時間(24時間の倍数である部分に限ります。)について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するそのD I S通信サービスに係る料金表第1表第1(基本使用料)に規定する料金の合計額をD I S通信サービス契約者に発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。
- 3 当社は、D I S通信サービスを提供すべき場合において、当社の故意又は重大な過失によりその提供をしなかったときは、前2項の規定は適用しません。

(免責)

- 第45条 当社は、電気通信設備の修理又は復旧等にあたって、その電気通信設備に記憶されている内容が変化又は消失したことにより損害が生じた場合に、それが当社の故意又は重大な過失により生じたものでないときは、その責任を負わないものとします。
- 2 当社は、D I S通信サービスに係る技術仕様その他の提供条件の変更又は電気通信設備の更改等に伴い、D I S通信サービス契約者が使用若しくは所有している無線機器(その無線機器を接続又は装着等することにより一体的に使用される電子機器その他の器具を含みます。)の改造又は交換等を要することとなった場合であっても、その改造又は交換等に要する費用については負担しません。
- 3 当社は、D I S通信サービス利用契約に基づきD I S通信サービスを提供すべき場合において、その提供をしなかったときは、それが当社の故意又は重大な過失により生じたものであるときを除き、その損害を賠償しません。

## 第9章 付随サービス

(請求書の発行)

- 第46条 当社は、D I S通信サービス契約者へ、当社が別に定めるところにより、請求書を発行します。

## 第10章 雑則

(承諾の限界)

- 第47条 当社は、D I S通信サービス契約者から手続き等の請求があった場合に、料金その他の債務の支払いを現に怠り若しくは怠るおそれがあるとき又はその請求を承諾することが技術的に困難なとき若しくは保守することが著しく困難であるときその他当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求をした者に通知します。

(利用に係るD I S通信サービス契約者の義務)

- 第48条 D I S通信サービス契約者は、次のことを守っていただきます。
- (1) W i M A X機器を取りはずし、変更し、分解し、若しくは損壊し、又はその設備に線条その他の導体を連絡しないこと。
- ただし、天災、事変その他の事態に際して保護する必要があるとき又はW i M A X機器の接続若しくは保守のため必要があるときは、この限りではありません。
- (2) 故意に通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこと。
- (3) 当社がW i M A X機器に登録した認証情報を改ざんしないこと。

- (4) 他人の著作権その他の権利を侵害する、公序良俗に反する、法令に反する、若しくは他人の利益を害する態様でD I S通信サービスを利用し、又は他人に利用させないこと。なお、別記3に定める禁止行為に抵触すると当社が判断した場合には、本項の義務違反があったものとみなします。
- (5) 位置情報（無線機器の所在に係る緯度及び経度の情報をいいます。以下同じとします。）を取得することができる無線機器を契約者回線へ接続し、それを他人に所持させるときは、その所持者のプライバシーを侵害する事態が発生しないよう必要な措置を講じること。
- 2 D I S通信サービス契約者は、前項各号の規定に違反して当社、D I S又は第三者に与えた損害について、一切の責任を負っていただきます。

（他の電気通信事業者への通知）

第49条 D I S通信サービス契約者は、第12条（D I S通信サービス契約者が行うD I S通信サービス利用契約の解約）、第16条（当社が行うD I S通信サービス利用契約の解除）又は第13条（D I S通信サービス利用契約の終了）の規定に基づきD I S通信サービス利用契約が終了した後、現に料金その他の債務の支払いがない場合は、U QまたはD I S等の電気通信事業者からの請求に基づき、氏名、住所、電話番号、生年月日及び支払状況等の情報（D I S通信サービス契約者を特定するために必要なもの及び支払状況に関するものであって、当社が別に定めるものに限ります。）を当社が通知することにあらかじめ同意するものとします。

（D I S通信サービス契約者に係る情報の利用）

第50条 当社は、D I S通信サービス契約者に係る氏名、名称、住所若しくは居所、連絡先の電話番号若しくはメールアドレス又は請求書の送付先等の情報を、当社の電気通信サービスに係る契約の申込み、契約の締結、工事、料金の適用、料金の請求等、当社の契約約款等の規定に係る業務の遂行上必要な範囲（D I S通信サービス契約者に係る情報を当社の業務を委託している者に提供する場合を含みます。）で利用します。

なお、D I S通信サービスの提供にあたり取得した個人情報の利用目的は、当社が公開するプライバシーポリシーにおいて定めます。

（検査等のためのW i M A X機器の持込み）

第51条 D I S通信サービス契約者は、次の場合には、その無線機器を、当社が指定した期日に当社が指定するサービス取扱所又は当社が指定する場所へ持ち込んでいただきます。

(1) 第18条（W i M A X機器への認証情報の書込み）から第22条（W i - F i機器に異常がある場合等の検査）の規定に基づく無線機器の検査を受けるとき。

(2) その他当社が必要と認めるとき。

（合意管轄裁判所）

第52条 この約款に関する訴訟については、東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の管轄裁判所とします。

（準拠法）

第53条 この約款の成立、効力、解釈及び履行については、日本国法に準拠するものとします。

## 料 金 表

### 第 1 表 D I S 通信サービスに関する料金

#### 第 1 基本使用料

##### 1 適用

基本使用料の適用については、第 29 条（基本使用料の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

基本使用料の適用				
(1) 基本使用料の料金種別の選択	<p>ア 基本使用料には、次の料金種別があります。</p> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">基本使用料の料金種別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">短期プラン</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">長期プラン</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ D I S 通信サービス契約者は、通常料金契約の申込みに際して、レンタル契約のレンタル期間と同期間に対応する基本使用料の料金種別を選択していただきます。</p> <p>ウ D I S 通信サービス契約者は、基本使用料の料金種別を変更するときは、そのことを当社が別に定める方法によりサービス取扱所に申し込んでいただきます。</p> <p>エ 当社は、ウの申込みがあった場合は、その申込みを当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月から変更後の料金種別による基本使用料を適用します。 ただし、業務の遂行上やむを得ないときは、この限りではありません。</p>	基本使用料の料金種別	短期プラン	長期プラン
基本使用料の料金種別				
短期プラン				
長期プラン				

##### 2 料金額

1 料金契約ごとに

区 分	料金額 税抜額(税込額)	最低利用期間
基本使用料 (短期プラン)	4,266円/月 (4,480円)	課金開始日から1ヶ月間(※) ※課金開始日当日を含みます。 ※日割り計算はございません。
基本使用料 (長期プラン)	3,600円/月 (3,780円)	課金開始日から12ヶ月間(365日、うるう年をまたぐ場合は366日)の契約となります。 ※12ヶ月間のサービス利用可能期間内に解除・解約によりDIS通信サービス利用契約が終了する場合は、長期プランと短期プランの基本使用料の差額にご利用月数を乗じた金額を解約差額金としてお支払頂きます。

注) 基本使用料は、月単位とし日割りは行ないません

別記

1 無線機器が適合すべき技術基準等

区 分	技術基準等
技術基準	端末設備等規則（昭和60年郵政省令第31号）
技術的条件	—

2 新聞社等の基準

区 分	基 準
(1) 新聞社	次の基準のすべてを備えた日刊新聞紙を発行する新聞社 ア 政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、又は論議することを目的として、あまねく発売されること。 イ 発行部数が一つの題号について、8,000部以上であること。
(2) 放送事業者等	放送法（昭和25年法律第132号）第2条に定める放送事業者及び有線テレビジョン放送法（昭和47年法律第114号）第2条に定める有線テレビジョン放送施設者であって自主放送を行う者
(3) 通信社	新聞社又は放送事業者等にニュース（（1）欄の基準のすべてを備えた日刊新聞紙に掲載し、又は放送事業者等が放送をするためのニュース又は情報（広告を除きます。）をいいます。）を供給することを主な目的とする通信社

3 インターネット接続サービスの利用における禁止行為

- (1) 当社若しくは他人の電気通信設備等の利用若しくは運営に支障を与える行為又はそのおそれのある行為
- (2) 他人に無断で広告、宣伝若しくは勧誘の文書等を送信又は記載する行為
- (3) 他人が嫌悪感を抱く、又はそのおそれのある文書等を送信、記載若しくは掲載する行為
- (4) 他人になりすまして各種サービスを利用する行為
- (5) 他人の知的財産権（特許権、実用新案、著作権、意匠権、商標権等）その他の権利を侵害する行為又はそのおそれのある行為
- (6) 他人の財産、プライバシー若しくは肖像権を侵害する行為又はそのおそれのある行為
- (7) 他人を差別し、誹謗中傷し、又はその名誉若しくは信用を毀損する行為
- (8) 猥褻、児童虐待若しくは児童ポルノ等児童及び青少年に悪影響を及ぼす画像、音声、文字又は文書等を送信、記載又は掲載する行為
- (9) 無限連鎖講（ネズミ講）若しくは連鎖販売取引（マルチ商法）等を開設し、又はこれを勧誘する行為
- (10) インターネット接続サービスにより利用しうる情報を改ざんし、又は消去する行為
- (11) 有害なコンピュータープログラム等を送信し、又は掲載する行為
- (12) 売春、暴力、残虐等公序良俗に違反し、又は他人に不利益を与える行為
- (13) 他人を欺き錯誤等に陥れ、他人のID、パスワード又はその他の情報等を取得する行為又は取得する恐れのある行為
- (14) 犯罪行為またはそれを誘発もしくは扇動する行為
- (15) その他法令に違反する行為
- (16) (1) から (15) までの規定のいずれかに該当するコンテンツへのアクセスを助長する行為

附 則  
(実施時期)

- 1 この約款は、平成23年3月1日から実施します。